

令和 4 年度第 1 回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録

日時：令和 4 年 8 月 2 6 日（金）午後 7 時 3 0 分

場所：市役所庁舎 1 0 階 第 5 会議室 A

□会議次第

1. 開会

2. 会議

- (1) 令和 3 年度第 2 回障害者支援部会の会議録確認
- (2) 帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画について
- (3) その他

3. 閉会

□配布資料

- ・資料 1 令和 3 年度第 2 回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会会議録
- ・資料 2 帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画について

□出席委員（6 名）

畑中三岐子委員、田中利和委員、藤川香奈子委員、津田俊彦専門委員、中山典子専門委員、坂村堅二専門委員

□欠席委員（3 名）

細川吉博委員、藤森誠専門委員、眞田清専門委員

□事務局

障害福祉課

家内郁子課長、金田知砂課長補佐、藤原諭障害福祉係長、平野和也主任、山口祐平主任補

子育て支援課

廣瀬名奈恵課長補佐、林健太郎子育て支援係長

【1. 開会】

事務局

お時間ですので始めたいと思います。それではただいまから、第1回障害者支援部会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、ご出席頂きましてありがとうございます。本日細川委員、藤森委員、眞田委員より欠席のご連絡を頂いております。委員・専門委員9名中6名のご出席を頂いております。本日の会議は成立しておりますことをご報告致します。

開会に先立ちまして、委員の皆様から一言ずついただきたいと思います。では、畑中委員から反時計回りでお願いいたします。

○委員自己紹介

畑中委員

帯広市手をつなぐ育成会の畑中と申します。どうぞ、よろしくお願い致します。

田中委員

帯広身体障害者福祉協議会の田中と申します。よろしくお願い致します。

藤川委員

藤川香奈子と申します。障害者福祉施設で調理師として働いております。よろしくお願い致します。

坂村委員

坂村堅二と申します。よろしくお願い致します。

津田委員

市内の障害福祉サービス事業所帯広ケアセンターと多機能型事業所稲田館で所長をしております津田といいます。今回は、精神保健福祉協会道東ブロックから参加させていただきます。よろしくお願い致します。

中山委員

帯広要約筆記サークルたんぼぼの中山と申します。よろしくお願い致します。

○事務局紹介

事務局

担当する障害福祉課及び子育て支援課の職員紹介をさせていただきます。(下記の順で紹介)

《障害福祉課》家内課長・金田課長補佐・藤原係長・平野主任・山口主任補

《子育て支援課》廣瀬課長補佐・林係長

それでは、会議に入りたいと思います。事前に、「資料1 令和3年度第2回帯広市健康生活支援

審議会障害者支援部会会議録」、「資料2 帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画について」を送付させて頂いております。部会長及び副部会長が選出されるまでの間、恐縮ですが私が進行役を務めさせていただきます。

【2. 会長の選出】

事務局

部会長の選出につきましては、審議会条例施行規則第3条第4項の規定により、4名の委員の中から選出することとなっております。また、副部会長につきましては、部会長が指名することとなっております。

部会長の選出について、皆様から何かご意見はございますか。特にご意見がないという事でしたら、事務局から提案をさせて頂いてよろしいでしょうか。

委員

意見無し。

事務局

それでは、事務局として部会長にはこれまでに引き続き、本日欠席になっておりますが細川委員を部会長に選出したいと思います。細川委員は欠席となっておりますが、事前に事務局からこの提案についてご相談させて頂いて、ご了承頂いておりますので申し添えます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

委員

承認。

事務局

それでは、部会長は細川委員に決定致しました。本来であれば、この後の議事は部会長が進めさせて頂くところですが、本日欠席のため引き続き私が進行致します。

【3. 副部会長の選出】

事務局

副部会長は、審議会条例施行規則第3条第6項の規定により会長の指名となっております。細川部会長より部会長に選任された際は、前回も副部会長に就任されておりました帯広市手をつなぐ育成会会長の畑中委員を指名したいと伺っておりますが、畑中委員・他の委員の皆様よろしいでしょうか。

畑中委員・他の委員

承認。

事務局

それでは、副部会長は畑中委員に決定致しました。よろしくお願ひ致します。以降の進行につきましては、畑中副部会長にお願いしたいと思ひます。副部会長、こちらのお席に移動して頂ければと思ひます。

【4. 会議】

(1) 令和3年度 第2回障害者支援部会会議録確認

部会長

それでは、議題に入らせて頂きます。初めに次第2(1)令和3年度第2回障害者支援部会の会議録確認について、前回の会議録をご確認頂きたいと思ひます。なお、この会議録は、この場でご確認頂いた後、市のホームページにて公開される予定になっております。会議録に関しまして、訂正箇所、ご質問、ご意見等ございませんか。

委員

意見無し。

部会長

では本件につきましては資料1のとおり確認されましたので、このとおり公開させていただきます。

(2) 帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画について

部会長

続きまして、(2)帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画について、事務局よりご説明お願ひ致します

事務局

議題2について私から説明させていただきます。障害者計画、障害福祉計画についてですが、こちらの障害者支援部会におきましては所掌事務と致しまして、障害のある児童の療育や障害のある人の自立した生活の支援に関することが事務として明記されております。その中には、帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定・評価及び見直しに関することも含むとされており、この両計画がこの部会でも審議していくものとなっております。本日初めてご参加頂いた方もいらっしゃる事から、この両計画について私からご説明させていただきます。

計画の趣旨・目的でございます。まず、第七期帯広市総合計画というまちづくり全体の計画がございますが、その中で帯広市障害者計画は、この帯広市における障害福祉に関する分野計画という位置づけとなっております。内容としては、障害のある方に対する施策を推進するための基本的な計画で、帯広市における障害者計画の根本となっております。一方で、帯広市障害福祉計画につきましては、こちらは各施策の推進に向けて障害のある人や発達に不安のある児童の支援に必要とされる障害福祉サービスや通所支援、相談支援、及び地域生活支援事業などのサービス量

を見込んで、その提供体制の確保の方策を示したものとなっております。それぞれ根拠法令が異なっております。また、帯広市障害者計画は障害者基本法に基づくもの、また障害福祉計画につきましては、障害者総合支援法ともうひとつ児童福祉法に基づくものとなっております。もともと、障害福祉計画と障害児福祉計画、大人と子供の計画は分かれていましたが、帯広市につきましては、こちらを今一体化しております。第六期帯広市障害福祉計画として、障害福祉計画、障害児福祉計画それぞれを兼ねるものとして位置づけております。

続きまして、計画期間でございます。現状、帯広市の障害者計画につきましては、第二期、前回の障害者計画が2010年から2019年までの10年計画となっております。今推進しております第三期障害者計画というのは、2020年から23年までの4年間となっております。一方で障害福祉計画につきましては、国の基本指針でも計画期間を3年としており、それに即して3年毎に見直しを行っております。今回、第三期障害者計画につきましては、前回10年だったのを4年計画としておりますが、こちら障害福祉計画の周期でございます。2023年に合わせるということで今回4年計画としております。色々策定にあたりましては、基本的な考え方や審議会の場での議論などの策定プロセスなども重複することがございますので、今回は効果的かつ効率的に両計画を策定するべきと考えまして、周期を合わせることに致しました。

次期計画の策定スケジュールについて、ご説明させていただきます。令和5年度までとなっておりますので、令和5年度から本格的に両計画の策定に向けた議論をこの審議会でも行ってまいります。これに先立ちまして、今年度障害のある人やその家族、介助者、一般の方などを対象と致しました市民アンケートを行う予定でございます。この市民アンケートの結果並びに現計画の総括も順次進めてまいりまして、次年度の審議会において次期計画の策定を踏まえながら皆様に審議していきたいと考えてございます。アンケートにつきましては、取り急ぎ令和4年から行う予定で、現在そのアンケートの中身の案を作成しているところでございます。10月にも部会を現在開催する予定でございます。その部会でアンケートの案について一度審議させていただきます。皆様から頂いたご意見も踏まえ12月にアンケートを発送するという流れで、計画を立ててまいります。説明につきましては以上です。

部会長

ただいま事務局から帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画について計画の趣旨・目的、それから計画期間についてのご説明を頂きました。皆様からご質問・ご意見ございませんか。

坂村委員

次期計画の期間につきまして、障害者計画は10年になるのでしょうか。障害福祉計画が3年毎ですと周期が合わなくなると思うのですが。

事務局

計画期間につきましては、委員の皆様とこれから議論を深めていきたいと考えております。国でもこの障害福祉計画の3年という基本指針の計画期間が、3年が適切なのか、あるいは5年6年がといった議論がなされているところでございます。こうした国の議論なども注視し、第四期

障害者計画を3年にするのか6年にするのかも含めて、今後検討していきたいと思っております。ちなみに、帯広市のまちづくり全体の第七期帯広市総合計画が、令和11年度までと言う計画期間になってございます。仮に令和6年度から6年間でちょうど令和11年度に当たりますので、そのあたりも検討の参考になると考えております。以上でございます。

部会長

市民アンケートにつきまして、ご説明のお話しは、障害者計画についてのアンケートでしょうか。それとも障害福祉計画、両方併せたアンケートでしょうか。

事務局

今まで障害者計画と障害福祉計画、それぞれ周期が異なっていましたので計画を作る時には、それぞれアンケートを行ってまいりました。今回については、計画期間を合わせたこともありますので、障害者計画、障害福祉計画、両方の計画の策定に参考とするアンケートを一括で行う予定で考えてございます。

部会長

それではその他、なにか皆様お気づきの事で、お聞きになりたい事はございませんか。よろしいですか。それでは、本件につきましては以上で終わらせて頂きます。

(3) その他について

部会長

それでは続きまして、その他についてです。特に議題は用意されていないようですが、皆様より何かございませんか。

委員

意見無し。

【3. 閉会】

部会長

それでは以上で、本日の全ての議題を終わらせて頂きます。以上をもちまして、本日の障害者支援部会を閉会と致します。次回の部会については日程が決まりましたら、部会長よりご案内させていただきます。本日はまことにありがとうございました。